提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	提出団体	ページ	
23	地域公共交通に係る制度・運用の見直し	兵庫県、洲本市		1~6
		並 海士	7~10	
		新潟市	20~22	
		上越市	11~14	
		全国市長会	15~19	
		自邢相	23~25	
		鳥取県	26~27	
		全国知事会・全国市	28~37	
		長会•全国町村会		



地方分権改革に関する提案募集 平成29年

Ш **O** ~ 9年7月 平成2

七 H **系**・ 账 世 出



コミュニティバスの導入における 地域公共交通会議の取り扱いの見直し

現状

〇コミバス運行に関する許認可等を受けるためには<mark>地域公共交通会議の協議が調うことが必要</mark> 〇<mark>利用者目線に立てば、</mark>運行時間帯の制限や利用しにくい運賃設定になる等、<mark>地域住民のニーズと</mark>

〇<u>利用有目線に並らは、</u>連打時间市の制限や利用しにくい連 乖離した運行しか実施出来ない場合あり

老え方

〇コミバス導入にあたっては、路線、区域、運行時刻等において路線バス(既存事業者)との整合性を図るよう十分留意する必要コミュニティバスの導入に関するガイドライン3(1)

踹

〇既存事業者の過度な保護に繋がっている 〇地域の実情にあわせた輸送サービスへの転換

を阻害

(路線バスであれば、補助路線であっても事業者の判断で減便が可能)

提案内容

〇(コミバス導入の検討プロセスに対する全国的な統一基準を作成し、

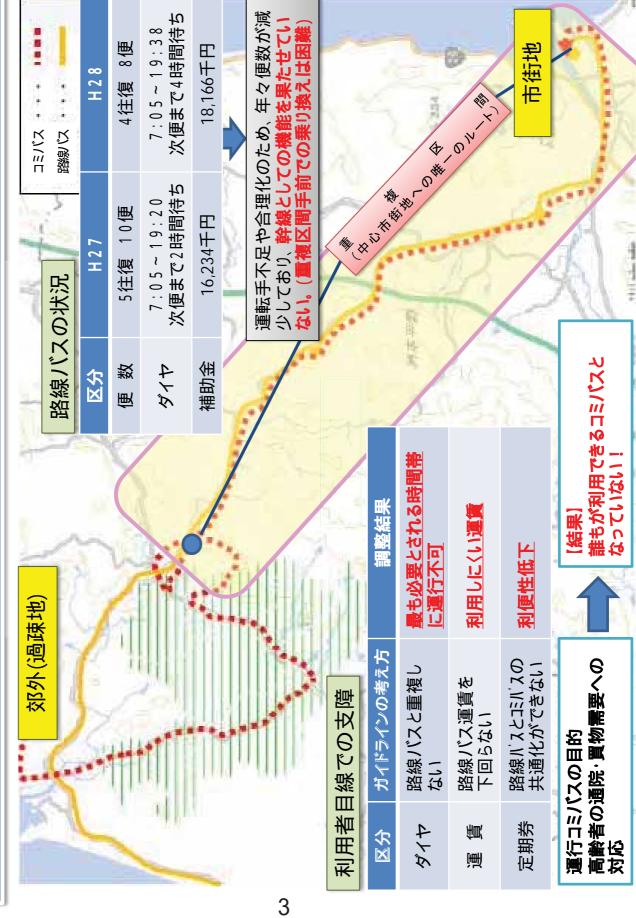
コミュニティバスの導入 に当たっては、地域公共交通会議の合意が無くても許認可を可能とすること。 交通空白地の解消を図るというコミュニティバスの導入の趣旨を踏まえ、

地域公共交通会議において地域住民を含む一定数の賛成が得られれば、会議の合意が成立したこと 〇上記に関して、既存事業者から調整の申し入れがあった場合の地域公共交通会議における協議は、 とみなす取扱いを可能とすること。

改正による効果

交通空白地において、<u>地域住民が望む運行時間帯や運行ルート等でのコミュニティバス</u> の運行が可能となる。

コミバス支障



洲本市におけるコミバス検討過程

平成27年度 洲本市地域公共交通基本計画策定 (平成28年3月)

[五色地域における方針]:関係者での合意事項

「地域内交通の整備について、運行方法・運行ルートや既存公共交通との連携など を市民のみなさんと検討し、公共交通空白地域の解消を目指します」

(1)事業者へ検討依頼:路線11,7の延伸や増便等

[断念した理由]

- ・運転手不足によること
- ・事業者所有バス車両では対応できないこと
- ・ダイヤ編成・ルート再編の対応ができないこと

(2)市によるコミバス導入の検討

(3) (路線バスが幹線機能を有していないため、)住民ニーズを踏まえ、 コミバスと路線バスが重複するルートで事業者と調整 (バス停・ダイヤ・運賃等)

地域公共交通会議

目的 地域の需要に即した乗合運送サービスの運行形態等について、協議を行う場 を一片	[協議が調った場合] コミバス、乗合タクシーの運行に許認可等に関する特例の適用を受けることができる (協議が整わない場合は、定額運賃など利便性の高い運行サービスは行えない。) 運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化 路線の廃止又は休止の届出時期の短縮 処理期間の短縮 公安委員会の意見を聴取することの簡素化 等
--	---



コミュニティバス導入「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」より

コミバスの

交通空白地域·不便地域の解消等を図るため、市町等が主体的に計画し、以 トの方法により運行するもの

- 1) 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス
- (2)市町自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う有償運送

公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする**路線バ** ス(一般乗合旅客自動車運送事業者が運行するコミュニティバス以外の路線 区域、運行時刻等において路線パスとの整合性を図るよう十分留意する **定期運行をいう。以下同じ。)を補完し、**これと一体となって当該地域の交通 ネットワークの一部を形成するものであることから、その導入にあたっては、 必要がある。

路線バス との ・既存事学 役割分担 原訓

・既存事業者との競合路線における運賃調整

は、運行時刻や結節点における乗り継ぎに配慮するなど、双方が有機的に 原則、路線競合を回避することが必要。やむを得ず競合が発生する場合に 機能するように交通ネットワークを構築することが必要。

競合区間

B 既存の路線バス

運行ルート等の範囲での実施となる。 (地域のニーズに合致した運行が行えない。 既存事業者に配慮した運行時間帯、

地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和

コミュニティバス等を含む乗合バスについて、定例的な運賃変更や一時的なルート変更を実施する場合でも 地域公共交通会議(1)での合意がその都度必要とされており、ニーズに応じた迅速な対応が困難となってい るため、地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和を行った上で基準の明確化を求めるもの

住民、行政機関等を構成 ※1 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項等を協議するため、事業者、 員として設置されるもの(本市では過去5年間に年平均5回開催しており、平成27年度は7回開催)

1. 主な支障事例

(1) 定例的な運賃変更の場合

<u>に伴う運賃変更</u>を実施する場合でも<u>地域公共交</u> 毎年恒例の「夏休みこどもワンコインバス」 意がその都度必要 ŲΠ 6

夏休みこどもワンコインバス

トナノ バスについて、小学生以下は1乗車につきワン で利用可能とするもの 夏休み期間中、市内の路線バスやコ **コイソ**(50円)

(2) 一時的なルート変更の場合

する場合でも<u>地域公共交通会議での合意がその</u> 道路工事等に伴う一時的なルート変更を実施 (X 3) 度必要

重点番号23:地域公共交通に係る制度

ト変更のイメージ 1

/ 回注回

道路工事

はルート変更を実施するまでに3か月程度を要するため、ニーズに応じた迅速な対応が困難 地域公共交通会議の開催準備から地方運輸局への事前届出又は認可申請を経て<u>運賃変更</u> られている 声が寄せ からも疑問の 呱 会議の構成 地域公共交通 **しおり、** となり

・運用の見直し

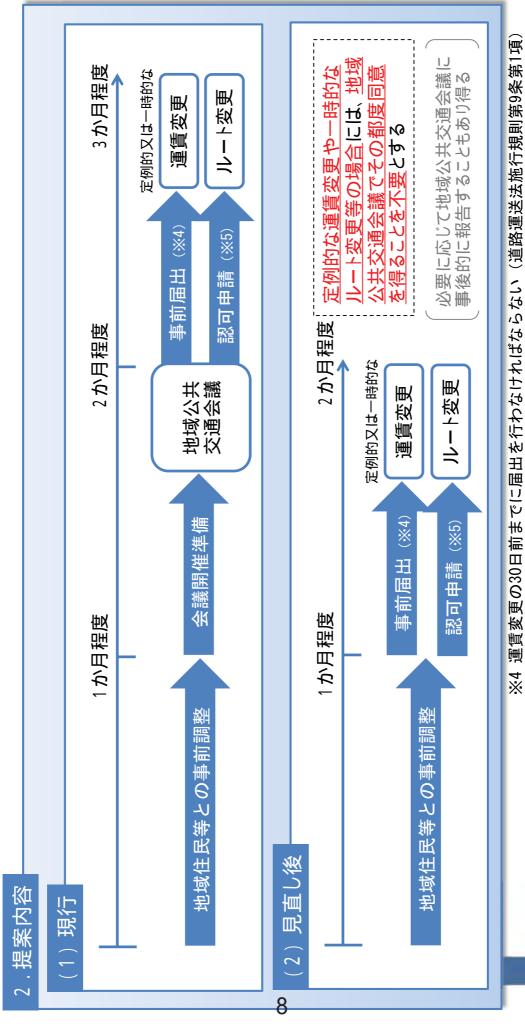
(新潟市)

※2 道路運送法第9条第4項及び道路運送法施行規則第9条第2項では地域公共交通会議での「その都度」の合意までは明確な要件となっていないが、地方運輸局における運用上、その都度の合意が要件とされている

※3 道路運送法上は地域公共交通会議での合意が必ずしも要件となっていないが、当該合意の取得が事実上の要件とされている

2

地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和



路線の新設以外の事業計画の変更認可は概ね1ヶ月を目途に処理 (H13.12.26国自旅第129号) % % 5

期待される効果

地域公共交通会議の構成員がその他の重要案件に集中して審議することが可能となる 定例的な運賃変更や一時的なルート変更等に迅速に対応することが可能となるほか、

\sim

参照条文(地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和)

〇道路渾沃洪(坳)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

5九条 點

という。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客運送の確保その他の旅客の利便の増 進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しよ うとするときも同様とする。

ひ・の思

(事業計画の変更)

J 第四項及び次条第一項に規定するものを除く。)をしようとする (第三項、 事業計画の変更 きは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 一般旅客自動車運送事業者は、 第十五条

元 4~29

〇道路運送法施行規則(抄)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

当該運賃等の実施予定日の三十日前 第九条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、 までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定(変更)届出書を提出するものとする。

法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する 地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第六条に規定する協議会(第九条の 三第一項第二号から第五号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という。)において協議が調つていること を証する書類を添付するものとする。

と

(法第九条第四項の合意しているとき)

法第九条第四項の合意しているときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅 客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営 有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事が主宰する会議をい 以下同じ。)又は協議会において協議が調っているときとする。 第九条の二

参照条文(地域公共交通会議において協議すべき案件の規制緩和)

(地域公共交通会議の構成員)

地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。 第九条の三

- 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

住民又は旅客 地方運輸局長

一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 二三四五五

岁 〇一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間の設定方針について(平成13年12月26日国自旅第129号)

事業計画の変更認可(法第15条第1項)

Ø

(2) 路線の新設以外のもの

2ヶ月

なお、道路管理者の意見聴取に関する省令第5条の規定に該当する事案及び地域公共交通会議等で協議が調った事案については、 段の事情がない限り、概ね1ヶ月を目途とした迅速な処理をすることとされたい。 10

华